

長野市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成27年1月7日

長野市監査委員	鈴木 栄 一
同	轟 光 昌
同	岡 田 莊 史
同	寺 澤 和 男

## 措置の通知書

平成 26 年度 随時監査（工事監査・前期）(26 監査第 84 号) 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p><b>1 計画及び設計について</b></p> <p>(1) 公衆トイレの計画及び設計に関し注意すべきものについて（報告書 3 ページ）</p> <p>「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年 6 月）」では、不特定かつ多数の者が利用する建築物のトイレにはオストメイト対応設備（注 1）の設置を義務付けている。また、「長野市障害者基本計画（平成 23 年 4 月）」では、公衆トイレの新設に当たっては、多目的トイレを設置し、オストメイトなどの機器を整備するとされているが、新設の公衆トイレ建設工事において、多目的トイレにオストメイト対応設備が設置されていない事例があった。</p> <p>本事例のトイレについては、建設に当たって地域関係者と何度かの協議が行われ、最終的に車いす利用者が利用できるトイレを整備することとなった。</p> <p>室内の広さとしてはオストメイト対応設備の設置も可能であったと考えるが、結果的にオストメイト対応設備が必要な障害者にとっては、配慮が足りない施設となっている。</p> <p>また、平成 25 年度は、市街地において 5 か所の既存公衆トイレの改修工事を実施しているが、高齢者等に対する配慮としての手すりや子育て世代が必要としている乳幼児用いすの設置方針が統一されていない他、いずれのトイレもオストメイト対応がされていない。</p> <p>市が建設するトイレは、公衆トイレの他、庁舎、公園、観光、旅客施設等に付属しているトイレもあり、新設又は改修される公衆トイレにおいて高齢者、障害者及び子育て世代に必要な設備が設置されなかったことは、市が掲げるユニバーサルデザインのまちづくりの進展を停滞させるといった事態になっている。</p> <p>今回のような事例が発生しないよう、上位計画等に基づいた公衆トイレの整備基準を早期に作成され、それに従った施設整備に努められたい。</p>	<p>公衆トイレの計画及び設計に関し注意すべきものについては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年 6 月）」では、50 m<sup>2</sup>以上の公衆トイレについては設置義務があるが、今回の計画トイレは床面積が 7.45 m<sup>2</sup>と狭小であったため法律上の設置義務はないと思われるが、「長野市障害者基本計画（平成 23 年 4 月）」では指摘のとおり、新設のトイレについてはオストメイト対応設備等を整備していく計画であることから、担当職員及び設計に係る職員が、改めて長野市障害者基本計画の内容を確認し、計画の基本目標の一つである、ユニバーサルデザイン、バリアフリーに配慮した公衆トイレの整備促進を図り、障害のある方も安心して利用できるまちづくりを推進していくことを確認し改善を図る。</p> <p>公衆トイレの整備基準については、今後関係各課及び庁内各課と公衆トイレに関する検討会を設置し、社会のニーズに対応したこれからの公衆トイレの在り方について、現状の実態に即した公衆トイレの方向性を示すとともに、必要性の高い施設については設備の改善に努め、必要性の低いものは廃止を検討するなど、長野市にふさわしい公衆トイレの適正配置や公衆トイレの設置基準について早期に検討を進めることとしたい。</p> <p style="text-align: right;">（衛生センター）</p>

## 措置の通知書

平成 26 年度 随時監査（工事監査・前期）(26 監査第 84 号) 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(続き)</p> <p>※（注 1）オストメイト対応設備 臓器に機能障害を持った人が、手術によって、人工的に腹部へ人工肛門や人工膀胱の排泄口を造設した人を「オストメイト」といい、便や尿を溜めておくための袋に溜まった排泄物を捨てたり洗浄するための設備（トイレ）</p> <p style="text-align: right;">(衛生センター)</p> <p>(2) 歩道の設計に関し注意すべきもの (報告書 3～4 ページ) 新設された市道工事（両側歩道、幅 3.5m）の歩道巻込み部において、「長野市歩車道段差解消要領」における視覚障害者誘導用ガイドが設置されていない事例があった。</p> <p>道路課では、平成 14 年にユニバーサルデザインのまちを目指すために長野市歩車道段差解消要領を策定した。同要領は、連続した歩行方向の歩道巻込み部と横断歩道部に適用されるものとされ、通常は歩道と車道には 2cm の段差を設けているが、その段差をなくすに当たり、視覚障害者誘導用ガイド（0.75cm 段差）を設置するものとした。</p> <p>しかしながら、本市道においては、歩道と車道の段差をなくしていたが、視覚障害者誘導用ガイドを設置しておらず、当要領の規定とは異なる形式となっていた。</p> <p>本事例は、当要領が施行されて 10 年以上経過する中、職員の認知度が下がったことにより発生したものと思われるが、研修等により、道路に関する各種の規準を周知され、高齢者や視覚障害者、車いす使用者など多様な歩行者にとって安全で円滑な移動が可能となるような道路設計に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(道路課)</p>	<p>指摘事項については、マニュアルの認知度が低下したことが原因であったため、研修を通じ職員全員にマニュアルを周知し設計の統一を図った。</p> <p style="text-align: right;">(道路課)</p>

## 措置の通知書

平成 26 年度 随時監査（工事監査・前期）(26 監査第 84 号) 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>(3) 水道施設の場内整備の計画及び設計に関し注意すべきもの（報告書 4 ページ） 水道施設の場内整備工事において、施設整備が過大と思われる事例があった。</p> <p>本施設は、水道水のための地下水をくみ上げる施設で、ポンプ井戸設備と電気設備が設置されている。水道法では水道施設を常に清潔にし、水の汚染防止を十分に行うとされていることから、担当課では敷地をアスファルト舗装し、全周囲に雨水排水のための U 型水路（延長 67.8m、幅・深さ 24 cm）と立入防止柵を設置した。</p> <p>現地の状況を見ると、敷地面積は約 300 m<sup>2</sup> で、地形全体が北側へのゆるい傾斜地であることから、敷地の雨水排水は北側へ集めやすく、また、周囲に設置した防止柵の基礎壁を高くしたことで、周囲から雨水が流れ込んだり、あるいは敷地外へ流れ出すことはない状況であった。</p> <p>この様な状況から、現況地形を利用して舗装表面に雨水を流す方法や透水性舗装への見直しなどにより、水路延長を短くすることは可能であり、必要以上の整備が行われたことは、コスト削減を意識した施設整備になっていなかったと考えざるを得ない。</p> <p>施設整備の計画及び設計に当たっては、現地の状況を十分に調査、把握するなど、より効果的、効率的な設計に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（浄水課）</p>	<p>当該施設は、井戸水を取水して塩素滅菌のみで配水している水源（取水場）であり、水道法施行規則に規定する水源の汚染防止を最優先に考慮し、施設内の雨水を確実に排水するために施設外周に U 型側溝を配置する設計とした。</p> <p>今後の施設整備に当たっては、施設並びに周辺状況を十分調査、把握し、水源保全は元より、コスト削減意識を持って計画、設計を行うよう職員に周知し改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">（浄水課）</p>

## 措置の通知書

平成 26 年度 随時監査（工事監査・前期）(26 監査第 84 号) 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p><b>2 積算について</b>            工事費の積算とその照査に関し注意すべきもの（報告書 5 ページ～6 ページ）            工事費の積算と照査において、以下のような誤った事例があった。</p> <p>ア 舗装工事の設計に当たり、計算上必要な上層路盤工の厚さは 7 cm であり、設計図面にもそのように表示されていたが、積算において厚さ 10 cm で計上していたもの</p> <p>イ 道路改良工事の設計にあたり、県設計基準によると、樹木の伐採除却費がある場合は、共通仮設費の準備費に計上し、その伐採除却費（県林務部公表）は、諸経費の対象額に含めないとされているが、誤って現場管理費と一般管理費等を加算していたもの</p> <p>ウ 排水路改修工事のビニール管（口径 100mm）の単価算出に当たり、物価資料（建設物価、積算資料）に掲載された価格は 1 本（4 m）当たりの単価だったが、誤って 1 m 当たり単価として積算していたもの</p> <p>エ 交差点改良の道路案内標識撤去工（高さ 6.5m）の積算に当たり、県の積算基準による工事費は 10 基当たりとして示されているが、誤って 1 基当たりとして積算していたもの</p> <p>積算ミスによる工事価格の誤りは、入札の際の最低制限価格にも影響を及ぼすものである。最近の事後審査型一般競争入札においては、多数の入札参加希望がある工種もあり、最低制限価格の前後に入札者がいた場合は、工事価格の誤りにより落札者が変わる可能性もある。            担当課では、こうしたことも念頭に入れ、国・県等の積算基準や要領等に基づき、工事</p>	<p>指摘事項については、単純な積算誤りによる原因であったため、二重チェックを行うと共に、設計書の回付時に審査表を添付し決裁を取ることに            よって、照査体制の強化をして改善を図った。            （大岡支所）</p> <p>指摘事項については、単純な積算誤りによる原因であったため、二重チェックを行うと共に、設計書の回付時に審査表を添付し決裁を取ることに            よって、照査体制の強化をして改善を図った。            （大岡支所、信州新町支所）</p> <p>指摘事項については、単純な積算誤りによる原因であったため、設計書に材料単価の根拠資料のコピーを添付し、照査時に担当の他係員、係長のチェックを強化することにより、照査の改善を図った。            （信州新町支所）</p> <p>指摘事項については、単純な積算誤りによる原因であったため、二重チェック、審査表は実施しているが、研修を通じさらに照査を徹底するように周知し改善を図った。            （道路課）</p>

## 措置の通知書

平成 26 年度 随時監査（工事監査・前期）(26 監査第 84 号) 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>(続き)</p> <p>費の積算を適正に行うとともに、単純な積算誤りがないようチェック体制の強化に努められたい。</p> <p>(大岡支所、信州新町支所、道路課)</p>	